

議会第 1 1 号

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び新発田市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

提出者 新発田市議会議会運営委員会
委員長 湯浅 佐太郎

新発田市議会議長 宮崎 光夫 様

新発田市議会委員会条例の一部を改正する条例

新発田市議会委員会条例（昭和44年新発田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務常任委員会の項中「、人事課」及び「、収納課」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。